

指定管理について

特定非営利活動法人びいすく美川は平成 26 年 4 月～指定管理者制度を利用し、白山市美川文化会館、白山市湊健康増進センターの管理を開始しました。

指定管理者制度を利用し、びいすく美川は、

○地域コミュニティ作り

健康づくり・生きがいづくりの増進を図るため、本施設利用団体と協力し活動やイベントを行なうことで、みなさんに安らぎと癒し、地域の活性化の場所として利用できる環境づくりに努めます。

指定管理者制度について

多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、**市民サービスの向上と経費の節減**を図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正に伴い創設された制度です。

この制度を導入されたことにより、これまで公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理や運営を民間事業者も含めた幅広い団体に任せられることができるようになりました。

白山市では、平成26年4月1日現在で208施設において指定管理者制度が導入され、このうち46施設は公募により選定されています。(白山市 HP 抜粋)